

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月1日
【会社名】	シンプロメンテ株式会社
【英訳名】	Shin Pro Maint Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井二丁目13番8号
【電話番号】	03(5767)1616
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大崎 秀文
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井二丁目13番8号
【電話番号】	03(5767)1616
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大崎 秀文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、平成29年9月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社テスコ（以下「テスコ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。また、本株式交換に伴い、当社の主要株主の異動が生じることとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号及び第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・株式交換

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告）

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社テスコ
本店の所在地	東京都三鷹市上連雀1丁目12番17号
代表者の氏名	代表取締役社長 岡本 賢二
資本金の額	100百万円
純資産の額	2,712百万円
総資産の額	3,968百万円
事業の内容	飲食店を中心とするファシリティ・ケア（計画業務、管理業務、機能改善業務）

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（単体）

事業年度	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期
売上高（百万円）	10,055	8,970	9,250
営業利益（百万円）	19	37	48
経常利益（百万円）	30	47	57
当期純利益（百万円）	43	111	101

大株主の氏名及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成29年2月28日現在）

大株主の氏名	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
株式会社乃村工藝社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はございません。
人的関係	該当事項はございません。
取引関係	一部メンテナンスについての取引がございます。

（2）本株式交換の目的

当社は、飲食及び物販・小売り店舗チェーンを中心に、現在全国29,000を超える店舗等にメンテナンスサービスを提供しております。店舗にある設備・機器や内外装の不具合についての対応依頼を受け付け、独自の協力会社のネットワークを用いて、お客様に成り代わり、修理・修繕、管理業務をワンストップで行う店舗メンテナンスアウトソーサーです。

一方、テスコにつきましては、飲食店を中心とする店舗設備・機器（ファシリティ）のメンテナンス及び新設・改装を主要な事業内容とする会社で、現在は、株式会社乃村工藝社（以下「乃村工藝社」といいます。）の完全子会社であります。乃村工藝社は、「われわれは 人間尊重に立脚し 新しい価値の創造によって豊かな人間環境づくりに貢献する」という経営理念のもと、連結子会社12社を含めた乃村工藝社グループでディスプレイ事業を中心に事業展開をしております。

当社と乃村工藝社（以下、「両社」ということがあります。）は、本提携により、当社がテスコを完全子会社化したうえで、店舗メンテナンス事業のグループ運営体制を構築し店舗メンテナンス業界でナンバーワンとなること、その上で、店舗内装等ディスプレイ業界ナンバーワンである乃村工藝社グループとの協業をもとに、主にチェーン展開型店舗を持つ企業へのより一層のサービスを提供することを目的としております。

これらにより、両社の「事業ネットワーク」「サービス」「人材」に係る経営資源及びノウハウの統合強化、並びに売上規模の拡大によるスケールメリットの追求により、経営基盤を一層強固なものとしつつ、両社の事業機会を拡大させ、もって相互の企業価値の向上をはかることを目指しております。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、テスコを株式交換完全子会社とする株式交換です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	テスコ (完全交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	0.034976

(注) 1. 株式等の割当比率

テスコの株式1株につき、シンプロメンテの普通株式0.014067株及び金46円の金銭が割当て交付されます。当該対価は、上記交換比率を踏まえ、本株式交換に際して当社が交付する株式数について当社発行済株式総数の10%を目途とする旨の両社の合意に基づき決定されたものです。

2. 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により、テスコの株主である乃村工藝社に対して、普通株式182,808株を交付する予定で、効力発生日の直前時において保有する自己株式をもって充当する予定であります。

その他の本株式交換契約の内容

当社とテスコとの間で、平成29年4月27日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

シンプロメンテ株式会社（以下「シンプロメンテ」という。）及び株式会社テスコ（以下「テスコ」という。）は、平成29年4月27日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

シンプロメンテ及びテスコは、本契約の規定に従い、シンプロメンテをテスコの株式交換完全親会社、テスコをシンプロメンテの株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、シンプロメンテは、本株式交換により、テスコの発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

シンプロメンテ及びテスコの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) シンプロメンテ（株式交換完全親会社）

商号：シンプロメンテ株式会社

住所：東京都品川区東大井二丁目13番8号

(2) テスコ（株式交換完全子会社）

商号：株式会社テスコ

住所：東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号

第3条（本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

1. シンプロメンテは、本株式交換に際して、本株式交換によりシンプロメンテがテスコの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるテスコの株主（以下「対象株主」という。）に対し、テスコの株式に代わり、その所有するテスコの株式の合計数に0.014067を乗じて得た数のシンプロメンテの普通株式、及び同合計数に金46円を乗じて得た額

と同額の金銭を交付する。

2. シンプロメンテは、本株式交換に際して、対象株主に対し、その所有するテスコの株式1株につき、シンプロメンテの普通株式0.014067株及び金46円の金銭を割り当てる。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加するシンプロメンテの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、シンプロメンテが適当に定める。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成29年9月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、シンプロメンテ及びテスコは、協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. シンプロメンテは、平成29年5月下旬開催予定の定時株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。
2. テスコは、平成29年5月下旬開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認に関する決議（書面決議を含む。）を求める。
3. 前二項に定める手続について、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、シンプロメンテ及びテスコは協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

1. シンプロメンテ及びテスコは、本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめシンプロメンテ及びテスコにおいて協議し合意のうえ、これを行う。
2. 前項の規定にかかわらず、シンプロメンテは、以下の契約を本締結日と同日付にて締結する。
 - (1) 株式会社乃村工藝社との間の資本業務提携契約
 - (2) 株式会社乃村工藝社との間の合併契約
 - (3) シンプロメンテ分割準備株式会社との間の吸収分割契約

第8条（本株式交換の条件変更及び中止）

本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、シンプロメンテ若しくはテスコの財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、シンプロメンテ及びテスコは、協議し合意のうえ、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までにシンプロメンテ若しくはテスコの株主総会の決議による承認が得られなかった場合、又は前条に基づき本契約が解除若しくは本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。

第10条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

シンプロメンテ及びテスコは、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、シンプロメンテ及びテスコは、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年4月27日

シンプロメンテ：東京都品川区東大井二丁目13番8号
 シンプロメンテ株式会社
 代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄

テスコ：東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号
 株式会社テスコ
 代表取締役社長 岡本 賢二

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社及び乃村工藝社は、本株式交換に用いられる交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定にあたって、その公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はあいわ税理士法人を、乃村工藝社は株式会社青山トラスト会計社（以下、「青山トラスト」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

両社は、下記のとおり、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果と、当社及びテスコのそれぞれの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案のうえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であるとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催の当社の取締役会及びテスコ並びに乃村工藝社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

あいわ税理士法人及び青山トラストは、当社及びテスコ並びに乃村工藝社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

算定に関する事項

あいわ税理士法人は、当社については、当社が株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成29年4月26日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各終値平均値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。テスコについては、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

DCF法の算定にあたっては、テスコの平成36年2月期までの事業計画に基づいて行っております。なお、本事業計画は、ソフトウェアの減価償却額減少により、平成32年2月期から平成35年2月期にかけて、営業利益において大幅な増益を見込んでおります。

一方、EBITDAにおいては、減価償却額の影響を受けないため、大幅な変動は見込んでおりません。

当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	テスコ	
市場株価平均法	DCF法	0.033043～0.040904

他方、青山トラストは、当社については、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成29年4月26日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各終値平均値を基に分析しております。）を採用して算定を行ったとのことです。テスコについては、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行ったとのことです。

当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなったとのことです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	テスコ	
市場株平均法	DCF法	0.026620～0.038095

上場廃止となる見込み及びその事由

該当事項はありません。

公正性を担保するための措置

本株式交換に際して交付される当社普通株式数及び金銭の額を決定するにあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社は当社から独立した第三者算定機関として、あいわ税理士法人を選定し、テスコ株式に係る株式価値算定を依頼いたしました。なお、当社は、あいわ税理士法人から本株式交換における交換対価の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりません。

利益相反を回避するための措置

当社及びテスコにおいて役員の兼務はなく、利益相反関係が生じることがないため、特段の措置を講じておりません。

(5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	シンメンテホールディングス株式会社 (平成29年9月1日付で「シンプロメンテ株式会社」より商号変更予定)
本店の所在地	東京都品川区東大井2丁目13番8号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄
資本金の額	233百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	グループ会社の経営管理

(注) 当社は、本株式交換の効力発生日である平成29年9月1日(予定)を効力発生日とする吸収分割の方法により持株会社体制へ移行する予定であり、当該吸収分割の効力発生を条件として、商号の変更を行う予定です。

・ 主要株主の異動

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく報告)

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

株式会社乃村工藝社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	-
異動後	1,828個	10.86%

(注) 「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成29年2月28日現在の当社普通株式にかかる議決権の数(16,828個)に基づき算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(3) 当該異動の年月日

平成29年9月1日(予定)

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の当社の資本金の額 2億3,343万8,100円
本報告書提出日現在の当社の発行済株式総数 普通株式1,783,300株

以上